

労災保険と健康保険の概要について

労災保険

- 保険者＝国
- 保険料：全額事業主負担
- 保険事故
業務上の事由又は通勤による負傷、疾病、障害、死亡等
- 審査事項：①業務上の事由又は通勤による負傷、疾病、障害、死亡等か否か
②請求が医科点数表等に即しているか

査定の過半は、業務上又は通勤によらない等労災固有の理由とするもの【労災非該当60.1%、診療報酬算定誤り37.7%、計算誤り2.2%】
- 審査機関：国
- 根拠規定
 - ・ 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)（以下「労災保険法」という。）第12条の8第2項
療養補償給付は「労基法第75条に規定する災害補償事由が生じた場合に、行う。」
 - ・ 労働基準法(昭和22年法律第49号)第75条
使用者はその費用で「労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合に、必要な療養を行わなければならない。」
 - ・ 労災保険法第13条2項
療養の給付の範囲は、次の各号(政府が必要と認めるものに限る。)による。
 - ・ 労災保険法第22条
療養給付は、労働者が通勤により負傷し、又は疾病にかかった場合に行う。
 - ・ 労災保険法第30条
労働者災害補償保険事業に要する費用にあてるため政府が徴収する保険料については徴収法の定めるところによる。
 - ・ 労災保険法施行規則第1条
保険給付に関する事務は事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長が行う。
 - ・ 労災保険の保険料の徴収等に関する法律第31条
事業主は、当該事業に係る労働保険料の額(略)を負担するものとする。

健康保険

- 保険者＝健康保険組合、協会けんぽ
- 保険料：事業主と被保険者が折半で負担
- 保険事故
業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産
- 審査事項：
 - ①業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産か否か
 - ②保険医療機関における個々の診療行為が保険診療ルール(療養担当規則、診療報酬点数表、関連通知)に適合しているかどうか
- 審査機関：支払基金に委託
- 根拠規定
 - ・ 健康保険法第63条(大正11年 法律第70号)
被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。
 - ・ 健康保険法第76条
 - 4 保険者は、療養の給付に関する費用の請求があったときは、審査の上、支払うものとする。
 - 5 保険者は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。
 - ・ 健康保険法第161条
被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料額の2分の1を負担する。
 - ・ 社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)第1条
診療報酬の迅速適正な支払をなし、あわせて診療担当者より提出された診療報酬請求書の審査を行う。